

本庄市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策融資利子及び信用保証料補給事業

申 請 要 領

本庄市商工観光課

【申請期間】

令和2年12月21日（月）以降、随時受付

※令和2年12月までに実行された融資の申請は、原則、令和3年1月15日(金)まで

※令和3年1月以降に実行された融資の申請は、原則、令和3年3月31日(水)まで

【申請・相談窓口】

本庄市 経済環境部 商工観光課 商工労政係（本庄市役所内）

電 話 0495-25-1175（直通） F A X 0495-25-7750

本庄市 経済環境部 支所環境産業課 産業係（児玉総合支所内）

電 話 0495-72-1334（直通） F A X 0495-72-4216

I. 補給金の概要

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者等の経営の安定化を図るために、補給の対象となる埼玉県中小企業融資制度を利用された方へ、償還開始から3年の間に支払った利子の全額及び信用保証料を補給します。

II. 対象要件

次のすべての要件を満たす必要があります。

- ◆ 本市に事業所を有する事業者であること。
（ただし、法人で本店および主たる事業所が市外にある場合は対象となりません。）
- ◆ 市税に滞納がないこと
- ◆ 埼玉県中小企業制度融資のうち、経営安定資金又は経営あんしん資金を利用し、金融機関等から運転及び設備資金の融資を受けていること。

III. 補助率

- ◆利 子 補 給 率：100%（ただし、借入額のうち5,000万円分まで。）
補給期間：償還の開始月（据置期間を含む。）から3年間

- ◆信用保証料 補 給 率：100%（ただし、借入額のうち2,000万円分まで。）
補給期間：借入時に一括支払いの場合は全額を初回の補給金交付時に支払
※分割払いの場合は、償還開始月（据置期間を含む。）から3年

間（利子の補給機関と同期間）となりますのでご注意ください。
い。

IV. 申請手続等

1 申請受付期間

令和2年12月21日（月）以降、随時受付

※令和2年12月までに実行された融資の申請は、原則、令和3年1月15日(金)まで

※令和3年1月以降に実行された融資の申請は、原則、令和3年3月31日(水)まで

2 申請方法

(1) 窓口に提出する場合

本庄地域の事業者

：本庄市 経済環境部 商工観光課 商工労政係（本庄市役所4階）

児玉地域の事業者

：本庄市 経済環境部 支所環境産業課 産業係（児玉総合支所2階）

(2) 郵送の場合

申請書類等の必要な書類一式を簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法で、次の宛先に郵送してください。なお、令和2年12月までに実行された融資の申請については、原則、令和3年1月15日(金)、令和3年1月以降に実行された融資の申請については、令和3年3月31日(水)の消印有効です。

[送付先]〒367-8501

埼玉県本庄市本庄3-5-3 本庄市商工観光課（利子補給金担当）宛

(3) 申請書類等の入手方法

① 本庄市ホームページからダウンロード

https://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/keizaikankyo/shoukougankou/news/corona_kigyo_shien/1586947696501.html

② 窓口での配布

本庄市 経済環境部 商工観光課

埼玉県本庄市本庄3-5-3（本庄市役所4階）

本庄市 経済環境部 支所環境産業課

埼玉県本庄市児玉町八幡山368（児玉総合支所2階）

本庄商工会議所（配布のみ・問合せ不可）

埼玉県本庄市朝日町3-1-35

児玉商工会（配布のみ・問合せ不可）

埼玉県本庄市児玉町児玉325-5

(4) 申請書類

下表の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

◆申請書類一覧

	提出書類
1	本庄市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策融資利子及び信用保証料補給承認申請書（様式第1号）
2	本庄市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策融資利子及び信用保証料補給に係る誓約書（別紙）
3	金融機関が発行する当該融資についての償還計画がわかるもの 例：ご返済予定表等の写し（利子の補給期間となる3年間分が必要です。）
4	金融機関が発行する当該融資入金時に融資額から差し引かれた信用保証料及び利息額がわかるもの 例：融資計算書（計算書、証書貸付計算書）等の写し
5	信用保証協会が発行する当該融資の信用保証料額の総額がわかるもの 例：信用保証決定のお知らせの写し
6	（経営あんしん資金を借り入れた場合のみ） 事業所の実在（所在）を確認できる資料 例：（法人の場合）法人謄本（履歴事項全部証明書）※コピーでも可 （個人事業主の場合）個人事業の開業・廃業届出書、営業許可書、店舗の賃貸借契約書、確定申告書等の写し

※3～5の資料を紛失された場合は、再発行について取扱金融機関等にお問い合わせください。

(5) 審査

ア. 記載事項及び添付書類に誤りや不足がないか審査します。

イ. 軽微な補正事項の場合は、市から電話にて内容確認をさせていただく場合があります。

ウ. 補正が必要な場合は、書類の誤りや不足等を記載した補正依頼書を添付の上、申請書類一式を返送いたします。記載事項の訂正や添付書類の訂正・追加を行った上、再度申請をお願いいたします。

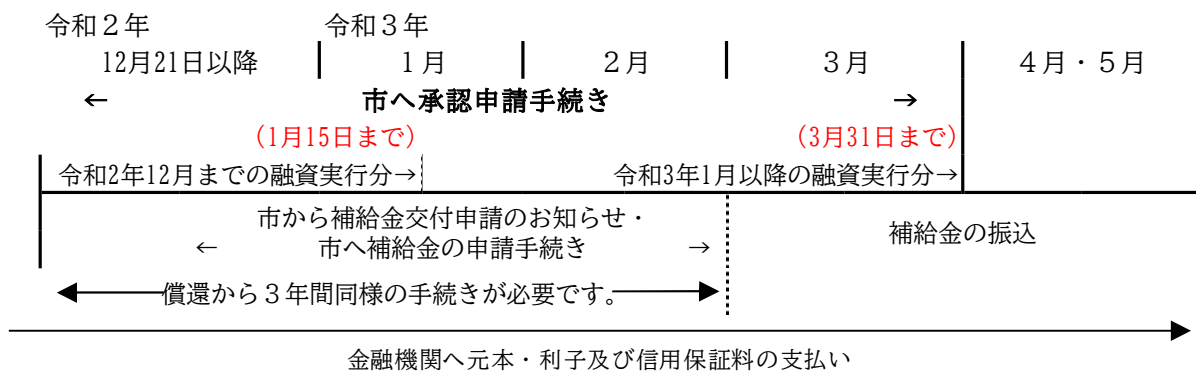
(6) 承認・不承認の決定

審査の結果は、「承認結果通知書」により通知します。

(7) 承認後の流れ

承認された事業者には、利子の補給期間中（償還開始月から3年間）、毎年12月頃に利子及び信用保証料補給金交付申請書兼実績報告書の提出について郵送でご案内します。内容を確認の上、その年に支払いをした利子及び信用保証料について補給金の申請手続きを行ってください。申請には支払った利子及び信用保証料の額を証明する書類の写しが必要となりますので、大切に保管しておいてください。また、事業所の住所等に変更があった場合は届出が必要です。

参考：申請の流れ（イメージ）



V. その他

(1) 補給金の返還について

ご提出いただく誓約書に記載のとおり、補給金の返還に該当する行為があった場合は速やかに市に連絡し、補給金の返還手続きをしてください。特に、繰上償還や借換により埼玉県信用保証協会から信用保証料の返戻がなされた場合は、市から交付を受けた補給金に該当する金額を返還していただくことになりますのでご注意ください。